

平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 上下水道部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
200	<p>② 維持管理計画の策定 (措置の方向性について) 維持管理方針については、下水道部内では検討が進められ、平成21年度中には決定を予定している。また、22年度から順次実態調査を実施し、23年度から順次維持管理計画を策定する予定で21年度中に予備調査を完了する予定である。維持管理の方針及び維持管理計画の策定に向けた取り組みが進んでいると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について) 今後は計画的に修繕が進むよう、計画の立案、実行に向けた対策を検討されたい。また、上記の取り組みについては、市内の一部を対象とするものであり、市内全域をカバーするためには今後も継続的に同様の作業を進める必要がある。</p>	<p>今後は計画的に修繕が進むよう、計画の立案、実行に向けた対策を検討してまいります。</p> <p>(施設管理課)</p>	<p>○措置済 平成21年度に策定した『維持管理方針』に基づき、日常的に施設維持管理を行ってきております。平成27年度には下水道法の改正を受けて、法の規定に沿うような維持管理体制で点検や確認を行ってきており、平成30年4月には維持管理計画も策定しました。今後においては、本計画に基づき、長期、中期、短期的な点検確認を行うとともに、国の交付金を活用した改築更新計画も考慮しながら、適正な改築更新にも反映させることとしております。</p> <p>(下水道整備課, 下水道施設管理課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。